

報告第7号

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、  
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和3年6月11日

提出者 杉並区長 田 中 良

令和2年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業報告書・決算書

自令和2年4月1日

至令和3年3月31日

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

## 目 次

### 令和2年度事業報告書

I	はじめに	-----	1
II	事業の概要	-----	2
III	事業実績	-----	4
IV	事業報告の附属明細書	-----	2 2
	参考資料	-----	2 3

### 令和2年度理事会・評議員会開催状況

I	理事会開催状況	-----	2 9
	公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団役員名簿	-----	3 0
II	評議員会開催状況	-----	3 1
	公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団評議員名簿	---	3 2

### 令和2年度決算書

I	貸借対照表	-----	3 3
II	正味財産増減計算書	-----	3 7
III	正味財産増減計算書内訳表	-----	4 1
IV	財務諸表に対する注記	-----	4 5
V	附属明細書	-----	4 9
VI	財産目録	-----	5 3

### 令和2年度監査報告書

	公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款	-----	5 9
--	-----------------------	-------	-----

令和2年度

事 業 報 告 書

## はじめに

令和2年度、新型コロナウイルス感染症が収まりを見せない中であっても企業に雇用される障害者の人数は伸び続け、6月時点の厚労省集計に見る障害者雇用総数は57万人を超え、実雇用率は前年比0.04ポイント増の2.15%を記録した。

当事業団にあって当該年度は現行事業推進プランの2年目にあたったが、事業運営は前年度の後半以上に新型コロナウイルス感染症の影響を受けざるを得なかった。施設内の密を避け、消毒の徹底やアクリル板の設置等により事業団利用者と職員の安全を確保することに努めたが、ワクサポ広場など長年親しまれてきた事業が規模の縮小や一時中止を余儀なくされた。また、新宿区勤労者・仕事支援センターなどと合同実施してきた就職準備フェアはやむなく中止した。一方、企業のオンライン活用が加速する中で、事業団のオンライン環境を整備し、リモートによる企業面接や職場訪問を行い、就労希望者のモチベーションや自宅待機中の就労者の生活リズムの維持、職場への定着を図った。さらに、オンラインによる各種セミナーの実施や在宅での職業準備訓練の試みはこれからの事業展開の選択肢を広げるものとなった。

令和2年度を数値で振り返ると、新規の利用登録者が99人と前年度比で32人減少したが、累計の登録者は1,200人を超えた。新規の就職者は、区から受託している「区市町村障害者就労支援事業」での就職者と都指定事業である「就労移行支援事業」からの就職者を合わせて54人と前年度の81人には及ばないものの、コロナ禍にあって企業への働きかけや障害者本人への支援を継続することで前年度比67%を達成している。年度末現在の就労者は705人で前年度より53人の増加となった。

次に、相談支援の総数10,485件のうち、就職後の相談が71.7%を占め、新規の登録者で見ると、就職内定時や就職後に職場定着支援を希望する件数が59.6%であった。これは、前年度と同様の傾向である。

いわゆる障害者総合支援法に基づく「就労移行支援事業」の月別利用者の合計は156人で前年度より8人減少し、同事業からの新規就職者数は5人と前年度より5人減少し、就職率は57.1%、定着率については90%であった。

次に、障害別に新規登録者や新規就職者、離職者の数値をみると、全国的な傾向と同様、精神障害者の占める割合が引き続き高い。新規登録者の66.7%、新規就職者の75.9%、離職者の66.0%が精神障害者であった。

令和2年度は事業運営においてオンラインを活用することが増えたが、一方で、障害者本人、企業ともにリアルなひざ詰めでの対話を求める場面もあり、リアルとデジタルのバランスを取ることが重要であった。また、障害者にとって困難な雇用環境下で当事業団に対する強い支援ニーズがあったが、それに応えるためには、地域の各支援事業所や特別支援学校、医療機関、行政等との連携が不可欠であることを改めて認識することとなった。

## II 事業の概要

### 1 事業の構成

定款第4条に定める事業		実施事業 (公益目的事業 ※1)
第1号	就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援	主として(※2) 区市町村障害者就労支援事業 【受託事業】
第2号	事業主に対する雇用管理上の相談助言	
第3号	関係情報の提供及び普及啓発	
第4号	地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援	
第5号	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	就労移行支援事業(就労定着支援事業を含む。) 【訓練事業】

※1 平成25年4月1日より東京都から公益法人認定を受けて公益目的事業として実施している。

※2 訓練事業においても、必要に応じて又は受託事業と連携して、第1号～第4号に相当する業務を実施している。

### 2 実施事業

#### (1) 区市町村障害者就労支援事業【受託事業】

東京都の補助事業「区市町村障害者就労支援事業」の実施のために杉並区が定める「杉並区障害者就労支援センター事業実施要綱」に基づいて、区からの事業委託を受けて実施している。

《業務内容》

- ① 利用登録
- ② 就労面の支援
- ③ 生活面の支援
- ④ 地域開拓促進に係る支援
- ⑤ 職業能力、適性の評価
- ⑥ 特別支援学校等との連携
- ⑦ 地域の福祉施設等における一般就労への支援
- ⑧ (区が行う成人期発達障害者の) 職業準備プログラムへの協力

## (2) 就労移行支援事業【訓練事業】

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業で、東京都から事業者指定を受けて実施している。当事業は、利用実績に応じて給付される訓練等給付金を主たる財源として独立採算の視点を持って運営している。

サービスの種類	指定年月日	設置者	事業所名
就労移行支援事業	平成 24 年 4 月 1 日	公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団	杉並区障害者雇用支援センター
就労定着支援事業	平成 30 年 10 月 1 日		

## 3 推進プラン

事業団の5か年の事業計画として、「ワークサポート杉並・事業推進プラン 2019~2023年度」を平成30年度に策定した。推進プランは、障害者雇用の情勢や区の計画との整合を図りつつ、前「推進プラン」を改定したもので、プラン期間中の事業の方向性と各事業項目（新規11項目、継続・拡充10項目、合計21事業項目）の年次プランを示し、2023年度（令和5年度）までの達成指標と数値目標を掲げている。

- ・ 推進プラン事業体系表（P16 参照）
- ・ 推進プランの達成指標（P17 参照）

## 4 事業団の職員構成

(単位：人)

	受託事業	訓練事業	法人管理	合計
事務局長（常務理事兼任）			1	1
常勤職員	4	2		6
嘱託員	6	3	1	10
パートタイマー	2	1		3
区派遣職員			2	2
合計	12	6	4	22

※人数は事業年度における定数

### Ⅲ 事業実績

#### 1 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援

(第1号事業)

##### (1) 就労相談

###### ① 相談・支援

就職を希望する者及び現に就労している者に対し就労に関する情報を提供し、日常生活面を含めた職業生活を送るための幅広い相談業務を実施した。一方で、就労準備の前段階として区内福祉施設等の利用が望ましい方には施設情報などを利用者のニーズに応じて提供した。当該年度の相談支援件数は、前年度より全体で532件、4.8%減少した。相談方法別で見ると電話等の相談が187件、2.5%増加したが訪問等は749件で、32.3%減少した。就職時期別では、就職前の相談が883件で、23.0%減少したが、就職後の相談は351件で、4.9%増加した。

※ ( ) は前年度実績、以下同じ

◆相談・支援件数 10,485件 (11,017件) 【推進P指標】

方法別内訳	電話等	7,574件	(7,387件)
	来所	1,339件	(1,309件)
	訪問等	1,572件	(2,321件)
対象者別内訳	利用者・家族	8,176件	(8,792件)
	企業・事業所	2,309件	(2,225件)
就職時期別内訳	就職前	2,963件	(3,846件)
	就職後	7,522件	(7,171件)

###### ② 相談時間帯の拡大【推進I①】

前年度に引き続き、定着支援の利用者増加に対応するため相談時間を週2回、19時まで延長して相談体制の充実を図った。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により当該年度は4、5月の2ヵ月間は一時中止し、6月から実施した。

◆平日夜間相談 合計 80回 延べ 267件 平均 3.3件/回

###### ③ 求人情報検索サービスの提供【推進I②】

ハローワーク求人情報提供サービスをリアルタイムで利用できるよう、システムのバージョンアップなど必要な対応を行った。



## (2) 利用者に対する就労・生活支援

在宅や福祉施設に在籍する就労希望の障害者、就業しているが定着支援あるいは転職を希望する障害者などを対象に、就労面及び生活面にわたる支援をハローワークや企業、各支援機関、保健センター等と連携して実施した。

### ① 就職準備・就職活動支援

利用登録を経て、就労準備の理解や求職者登録、求人検索、体験実習の実施、委託訓練の申込み、応募書類作成の助言、面接同行、雇用契約等にかかる就職までの一連の支援を関係機関等と連携しながら実施した。

- ・当該年度の新規登録者は5年ぶりに100名を割り99名となった。事業団の支援による新規就職者は、前年度より27名減少し54名となった。
- ・年度末累計登録者数は対前年度比6.9%増となった。年度末累積登録者のうち就労者の占める割合は57.2%となっている。

#### 登録者数

- ◆当該年度の新規登録者 99人 (131人) 【推進P指標】
- ◆当該年度の登録抹消者 △19人 (△9人)
- ◆年度末の累積登録者 1,232人 (1,152人)

#### 新規登録者の利用に至る経路別内訳

ハローワーク	14人	(27人)
職業センター	2人	(0人)
特別支援学校	24人	(22人)
福祉サービス事業所	18人	(21人)
福祉事務所等行政	4人	(11人)
直接利用	15人	(21人)
その他(医療機関等)	22人	(29人)

#### 就職者数

- ◆当該年度の新規就職者数※ 54人 (81人) 【推進P指標】  
(※事業団支援による就職者数)
- ◆年度末の就労者数 705人 (652人)

#### 新規就職者の事業別内訳

受託事業就職者数	49人	(71人)
訓練事業就職者数	5人	(10人)

### ② 生活面の支援

- ・福祉事務所や保健センター、相談支援事業所等との連携による生活面の支援を就労面の支援と一体的に行った。

・生活スキル向上プログラム【推進Ⅱ⑤】（再掲 P13）

雇用支援センターの独自事業として、将来的な就労生活に必要なスキルの向上のため、通所（週2回程度）によるプログラムを実施した（実利用者6名）。

◆生活相談件数

	6,379件	(7,519件)
内容別内訳	日常生活相談	3,237件 (3,902件)
	職業生活相談	2,922件 (3,243件)
	社会生活相談	176件 (314件)
	自己決定相談	44件 (60件)

③ 職場定着支援

- ・就労中の障害者と家族、企業に対して就労継続にあたって課題解決のための面談、就労先訪問、電話相談等による支援を実施した。
- ・当該年度は、定着支援対象者数は8.1%増加し、定着支援件数は6.5%増加し、職場定着率は21ポイント増加した。

職場定着率等

◆定着支援対象者

705人 (652人) ※①の「年度末の就労者数」に同じ

事業別内訳	受託事業	691人 (634人)
	訓練事業	14人 (18人)
新規登録者のうち定着支援からの利用者		59人 (58人)
(※就職時又は就職後からのサービス利用者)		

◆定着支援件数

6,568件 (6,167件)

◆職場定着率（12ヶ月※1） 87.7% (66.7%) 【推進P指標】

※1 前年度就職者のうち就職後12ヶ月経過時の就労継続者の率

◆職場定着率（24ヶ月※2） 60.3% (65.7%)

※2 前々年度就職者のうち就職後24ヶ月経過時の就労継続者の率

◆職場定着率（36ヶ月※3） 58.2% (51.6%)

※3 前々々年度就職者のうち就職後36ヶ月経過時の就労継続者の率

④ 余暇支援

・ワクサポ広場（定期）

就職後の不安や悩みの解消、ビジネスマナーの再学習、働く障害者の余暇の充実を目的とした余暇支援事業である「ワクサポ広場」を、就労継続中の障害者を対象に月2回（原則として第1・3金曜日オフタイム）、会場が密にならないよう3グループに分け、開催時間も短縮して実施した。

◇ワクサポ広場 75人 [7回※] (633人)

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止の回数多数あり

・交流会、茶話会（不定期）

就労継続中の知的障害者を対象とした「交流会」、就労継続中の精神・発達障害者を対象とした「茶話会」、就労継続中の発達障害者本人と家族を対象にした「交流会」は中止する一方、オンラインでの「交流会」を試行した（4人）。

◇ 交流会（知的障害者向け） なし [－] (35人)

◇ 茶話会（精神・発達障害者向け） なし [－] (11人)

◇ 本人・家族交流会（発達障害者向け） なし [－] (なし)

・パソコン講習会

就労継続中の障害者の中でパソコンのスキル向上を目指す者に対して、パソコン講習会を実施した。

◇ パソコン講習会 29人 [6回] (32人)

◆余暇支援合計参加者数 104人 13回開催 (711人)

⑤ 就職準備フェアの開催（杉並区・新宿区・中野区3事業団合同）

当該年度の実施に向けて3事業団を中心に検討を重ねた結果、「障害者（知的・精神）のための就職準備フェア」は中止したが、次年度に方法を変えて実施することとした。

### (3) 職場体験機会の提供

① 職場体験実習

区内の福祉施設利用者や地域の在宅者等で就職を希望する障害者が仕事への自信を持ち、就職への意欲を高められるように、企業開拓した企業や区役所等での職場体験実習を区の体験実習要綱に基づいて実施した。

・企業見学会と企業等体験実習の充実

当該年度、企業見学会は中止したが、企業等体験実習では区内の農協等での短時間型の体験実習を実施した。

◆職場体験実習 15人 (19人)

職場体験実習（杉並区内事業所）一覧・・・[支援実績別表1\(P18\)](#)

② 特別支援学校等実習受け入れ

就労移行支援事業では、特別支援学校等からの希望により実習生を受け入れ、実習を通して職業能力・適性の把握、職業意識・就労意欲の向上を図った。

◆特別支援学校等実習受入 10人 (12人)

特別支援学校等生徒の実習・体験学習(事業団受入)一覧

・・・支援実績別表2(P18)

#### (4) 職業適性の評価・アセスメント

##### ① 職業評価

支援機関及び相談者本人から依頼を受け、本人の職業適性や就労準備性の状況を把握し、支援計画を作成、実施するために、事業団において職業評価を行った。また、その後評価結果についての振り返りを行うことで就労活動に活用した。

◆職業評価実施人数(作業評価等) 6人 (4人)

##### ② 就労アセスメント

障害者雇用支援センターでは、区の依頼により特別支援学校在校生等を対象とする「就労系福祉サービスの利用に係る職業評価」を実施した。

◆就労系福祉サービスの利用に係る職業評価 2人 (7人)

##### ③ アセスメントシート等の開発【推進I②】

パソコンの操作入力作業に自信のない利用者を対象に基本的スキルの程度をアセスメントし、利用者自身の就労活動等に活用するため、パソコン・スキルチェックのツールの新たな開発検討と試行を行った。

## 2 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援

(第2号事業)

### (1) 情報の提供

#### ① 企業向けパンフレット等の配付

新規の企業開拓及び企業実習の開拓、地域の事業主等関係機関への啓発活動を目的に、企業向けパンフレット等を随時配付し、障害特性や障害者雇用等の理解を得るための資料とした。

#### ② 個別企業相談

障害者を雇用している、又は雇用する意向のある事業主に対し、障害者の雇用・職場定着に関する助言や仕事の切り出し、雇用職場の環境整備、その他の助言・援助を行った。

◆相談件数 第1号事業(1)に記載

◆訪問社数 第3号事業(4)に記載

## (2) 企業向けセミナー等の開催

障害者雇用への理解を深めることを目的に主に事業主や人事担当者等に向けて、セミナーを開催し、障害者雇用の促進と就業障害者の職場定着を図った。

◆企業向けセミナー 1回開催・・・支援実績別表3-4(P20)

## 3 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発（第3号事業）

### (1) 広報活動

#### ① 「ワークサポート杉並だより」

事業団の活動状況等を紹介する広報誌「ワークサポート杉並だより」を発行し、タイムリーな情報の提供に努めた。

◆発行部数 1,300部/回 年4回発行

#### ② 事業団ホームページ

- ・障害者と企業担当者等に向けて、事業団の活動内容、活動状況を紹介した。
- ・各種セミナーや就職相談会の紹介等、イベント情報を提供した。
- ・「みんながんばってます」コーナーと「会報（ワークサポート杉並だより）」アーカイブページを提供した。
- ・事業団の情報開示として、事業計画書・収支予算書、事業報告書・決算書等の資料を掲出した。

#### ③ その他普及啓発

「杉並区障害者週間事業」のイベントに参加し、事業団活動や障害者の雇用促進について普及啓発を行った。

◆地域イベント参加一覧・・・支援実績別表4(P20)

#### ④ 職員の講師派遣

関係機関等で実施されるセミナーの講師として職員を派遣し、事業団事業の説明や都・区内の障害者雇用の現状、職業準備性の向上などの雇用支援に係る情報を提供した。

## (2) セミナー等の開催

障害者やその家族、就労継続支援B型事業所や相談支援事業所などの関係職員、企業の社員等が障害者の一般就労について考える機会を提供し、障害者雇用に係る普及啓発を行った。また、事業団の活動内容を紹介した。

- ・若年層を対象としたコミュニケーション講座 【推進Ⅱ②】  
杉並区就労支援センター(すぎ JOB)と共催で、日頃から対人コミュニケーションに自信のない利用者を対象に自己分析や自己PRの作成などを行った。

◆セミナー等開催一覧 . . . **支援実績別表 3-1~5 (P19-20)**

### (3) 就労情報の収集

公共職業安定所や民間の就職支援事業所から就労情報の収集を行うとともに、同所の提供する求人情報をオンラインでリアルタイムに受ける環境を整備〔第1号事業に記載〕した。新宿公共職業安定所、中野区障害者福祉事業団、新宿区勤労者・仕事支援センター、中野特別支援学校等と情報交換を行い、就職と実習の受入を希望する企業情報を収集した。

また、広域の就労支援機関連絡会等に積極的に参加し、意見交換や就労等の情報の収集を行った。

### (4) 障害者就労に関する調査・研究

#### ① 職場開拓の調査・研究

担当制による開拓作業を実施したほか、職場訪問の情報を月に2回開催している職員ミーティングで報告し、開拓方法等を検討した。また、発達障害者の就労準備等の支援を行う専門機関を訪問し収集した効果的な支援方法について研究した。

#### ② 区内企業の職場開拓

東京労働局に相談の上、「ハローワーク新宿管内の民間企業の障害者雇用状況報告提出企業一覧」の行政文書開示請求を行った。また、障害者雇用に関する様々な情報の提供を希望する区内企業に、障害者の法定雇用率の引き上げ等の情報提供を郵送等で行った。

◆職場開拓訪問企業社数 区内 10社 【推進P指標】  
(区外 15社)

#### 【参考】「中小企業障害者雇用応援連携事業」東京しごと財団

東京都の外郭団体「東京しごと財団」では、都内の障害者就業・生活支援センターと連携して、障害者雇用を進めていく必要のある中小企業に対して、個別訪問による制度説明や雇用前後のフォローアップ提案等の事業を行っている。

③ 短時間雇用の検討 【推進 I ⑦】

- ・令和2年10月に文京区障害者就労支援センターが主催した講演会「超短時間雇用と地域の障害者雇用の可能性～新型コロナウイルス感染拡大の状況の中で～」を受講し、事業団内で共有した。
- ・令和2年度は利用者の希望と状況に応じて、ハローワーク求人の検索、これまで取り引きのある企業へのアプローチなどを通じて、短時間の就労・雇用の推進に努めた。

◆短時間新規就職者数 13人 (24人)

④ 利用者等を対象とした調査・研究

- ・新規就職者に対するアンケート

当該年度就職者を対象に、就労に至るまでの過程で有効な支援を提供できたか、今後どのような支援を希望するか等について顧客満足度調査を実施した。

実施方法：四半期ごとに就職者を集計し調査票を送付

送付数 39件

◆回収数 18件 (回収率46.2%) ※数値は令和2年12月末現在

## 4 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援

(第4号事業)

### (1) 区内福祉施設等における就労促進への支援

① 区内福祉施設

区内福祉施設等に在籍している障害者の一般就労を促進するため、各施設等を定期的に訪問し、施設職員と連携して企業等への就労に向けた支援を実施した。また、企業担当者を講師に招き施設職員を対象とした就労支援講座を2回実施した。

さらに、就労情報を希望する5施設にハローワーク等の求人情報などを計235回、リアルタイムで提供した。

② 特別支援学校

- ・特別支援学校の卒業前に行う企業実習期間において、職場訪問等に事業団職員が同行したり、入社前オンライン面談に参加するなどして連携を強化した。

- ・特別支援学校を訪問して在校時からの連携強化に努めた。

③ すぎJOB等

杉並区就労支援センター(すぎJOB・すぎトレ)等を定期的に訪問し、事業説明を行うなど事業団の周知と新たな利用者の確保に努めた。

◆施設等訪問 延べ 40件 (31件)

- ◆特別支援学校への協力 延べ 16件 (9件)
- ◆杉並区就労支援センター説明会 延べ 3回 (2回)

## (2) 区内関係機関等ネットワークを活用した支援

### ① 雇用支援ネットワーク会議の開催

障害者の就職及び職場定着のための支援を地域で効果的に行うため、区内の作業所、相談支援事業所、公共職業安定所、特別支援学校等に所属する職員で構成された実務担当者による雇用支援ネットワーク会議を月例で開催した。

また、障害者の就職活動の支援に必要な着眼点や技法を学ぶために、事例検討・企業担当者による講話・研修等を実施し、地域の支援力のスキルアップに努めた。

### ◆実務担当者会9回（一部担当者会及び企業見学会は中止）

雇用支援ネットワーク会議開催一覧・・・[支援実績別表5\(P21\)](#)

### ② 地域の相談支援機関との連携の強化 【推進Ⅲ⑤】

- ・具体的なケースを通じて、障害者地域相談支援センター及び特定相談支援事業所と積極的に情報や課題の共有、連携を図った。

### ③ 医療機関等との連携の強化 【推進Ⅲ⑥】

- ・都立松沢病院、昭和大学付属烏山病院を訪問すると共に、初台リハビリテーション病院のケースワーカーの来団時などをとらえ、事業団パンフレット等に基づき事業内容を説明し、周知を図った。
- ・杉並区地域生活支援担当が主催する「高次脳機能障害者関係機関連絡会」及び「同セミナー」に随時参加するなど、定期的に連携を図った。

### ④ 支援困難ケースへの対応力の強化 【推進Ⅲ⑧】

- ・社会福祉士兼臨床心理士の専門家を事業団に招いて「使用者による障害者虐待防止」に関する事例検討を行い、支援困難ケースの対応に活かせるようにした。

## (3) 研修会への参加及び実施

### ① 支援員研修（事業団主催）

事業団や区内作業所等における就労支援機能強化と支援担当職員のレベルアップを目的に、雇用支援ネットワーク会議における地域の支援者向けセミナーを通じて他の障害者就労支援機関等や障害者雇用を進めている企業の取り組み事例などを学んだ。

- ◆参加者 延べ 39人



## ② 支援員研修（他機関主催）

効果的効率的な就労支援を行うため、東京障害者職業センター等が実施する職業リハビリテーションに係る情報の提供及び相談、ネットワークの技法、その他障害の特性の理解とその援助の方法についての専門的研修に職員を参加させた。

その他、関係機関・団体の主催する研修等に職員を参加させ、障害の特性や権利擁護、障害者虐待防止、福祉・労働関係法制度等に関する知識の習得を行った。

◆参加職員 延べ 15人

## 5 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業（第5号事業）

事業所 杉並区障害者雇用支援センター

### (1) 就労移行支援事業の実施【訓練事業】

#### ① 利用対象者の安定的確保

区内の福祉施設、福祉事務所、特別支援学校、保健センター、中部総合精神保健福祉センター、杉並区主催の障害者通所施設入所調整会議等との情報交換を通じて、企業等での一般就労の意向がある障害者で、職業準備性の訓練を必要とする就労移行支援事業利用対象者の把握に努めた。また、見学や実習の受け入れ等により利用者の安定的確保に努めた。

利用定員は20名で、杉並区等から当該サービスの支給決定を受けた方を利用対象者とした。

#### ② 訓練プログラムの実施

一般就労希望の障害者が、就労に必要な知識・能力と働くことへの意欲の向上を図るため、又、就職後は安定した職業生活をおくることができるような訓練プログラムを実施した。

具体的には障害者の特性と一般企業が求める障害者雇用での業務内容とをマッチングさせるために必要な訓練プログラムを開発し、障害者雇用で求めるビジネスマナー研修、コミュニケーショントレーニング、パソコン訓練、区内企業・事業所での清掃及び接客訓練などのプログラムを導入することで、より多様で実践的な職業準備訓練を実施した。

また、最初の緊急事態宣言時（4月～6月）に訓練プログラム利用者全員を在宅訓練に切り替え、オンラインによる課題の提供及びZoomの導入による面談の遠隔実施など、利用者のモチベーションが低下しないよう工夫し成果を上げた。

さらに、利用者の特性、就職に向けた能力の向上などの評価を3か月ごとに行うとともに、利用者の適性を踏まえた職場開拓に力を注いだ。

当該年度は、具体的に次のプログラム等を実施した。

- 生活スキル向上プログラム【推進Ⅱ⑤】（再掲P6）  
雇用支援センターの独自事業として、就労生活に必要なスキルの向上のため、通所（週2回程度）によるプログラムを実施した（実利用者6名）。

- 就職者によるピアサポートの実施【推進Ⅱ③】  
雇用支援センターを利用して就職した元訓練生2名を別々に招き、現在訓練中の利用者に対して就労までの具体的な体験や就労後の職場での経験を講話してもらい、又、講話後は、訓練生の相談にも乗ってもらうことを通じて現訓練生の就労準備に対するモチベーションを高めることができた。

- 発達障害者支援プログラム  
発達障害者向けの就労移行支援事業所から専門スタッフを2回招き、講義を通じて障害特性への支援上のアプローチ方法などを学び、支援員のスキルアップを図った。

- 区内就労移行支援事業情報連絡会の実施  
支援員のスキル向上、福祉サービスの向上を地域全体で目指すため、区内の就労移行支援事業所（計7所）での情報連絡会を3回試行実施した。

### ③ 第三者評価

サービス向上と利用希望者の事業所選択に資するため、3年ごとに福祉サービス第三者評価を受審している。直近の受審は平成30年度で、評価結果は事業団ホームページから閲覧できるよう提供している。

### ◆訓練事業からの就職状況

(ア) 就労移行支援事業 当該年度就職者状況 (単位：人)

	知的障害	精神障害	発達障害	合計
就職者数	3	1	1	5

(イ) 利用者（契約者）数、就職者数 [利用定員20人] (単位：人)

	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
利用者数	25	28	23	21	17
就職者数	6	10	10	10	5

(ウ) 就職率、定着率（12ヶ月経過） (単位：%)

	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
就職率※ 【推進P指標】	54.5	76.9	76.9	90.9	57.1
定着率※	81.8	83.3	90.0	80.0	90.0

- ※就職率：当該年度中に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち就職した者の割合  
 ※定着率：前年度の就職者のうち、就職から12ヶ月経過時点で就労を継続している者の割合

**(2) 就労定着支援事業【訓練事業】【推進I③】**

就労移行支援事業所等から就職し、就職後6ヶ月を経過した者で、行政から当該サービスの支給決定を受けた方を対象に、最長で3年間、原則月1回以上の職場訪問による面談等を行い、就労及び生活上の課題について企業、家族、関係機関との連携・調整を行うことにより、就労の安定的な継続を図っている。平成30年10月より事業を開始している。

(ア) 就労定着支援事業 当該年度利用者状況 (単位：人)

	知的障害	精神障害	発達障害	合計
利用者数	8	1	5	14

(イ) 利用者（契約者）数 (単位：人)

	30年度	R1年度	R2年度
利用者数	13	18	14

## 6 推進プラン 「ワークサポート杉並・事業推進プラン 2019~2023」

(定款第4条

の該当号数)

### (1) 推進プラン事業体系表

一 切れ目ない支援 相談から職場定着まで	相談環境の整備と相談機能の充実	① 相談時間帯の拡大【新規】	1号
		② 求人情報検索やアセスメントシート等を活用した相談の充実【新規】	1号
	安定して働き続けられるための支援	③ 就労定着支援事業の充実【新規】	5号
		④ 就職している知的障害者及び精神・発達障害者の余暇活動支援の充実	1号
		⑤ 本人・家族向けセミナーの充実と家族交流会の実施	3号
	多様な働き方のできる職場の開拓	⑥ 区内企業の職場開拓	3号
		⑦ 短時間就労に向けた取り組みの強化【新規】	3号
二 働くための能力の向上を支援	発達障害者に対する支援の強化	① 発達障害者支援プログラムの実施	5号
		② 若年層を対象にしたコミュニケーション講座の実施【新規】	3号
	就労移行支援事業の充実	③ 就職者によるピアサポートの実施【新規】	5号
		④ 施設外活動の利用による訓練プログラムの実施【新規】	5号
	働くために必要な生活力の向上	⑤ 生活スキル向上プログラムの実施【新規】	1号
		⑥ 本人・家族向けセミナーの充実と家族交流会の実施【I⑤の再掲】	3号
三 関係機関等との連携による支援力の強化	区内福祉施設への支援・連携の促進	① 施設指導員の就労支援活動をサポート	4号
		② 企業見学会と企業等体験実習の充実	1号
	特別支援学校との連携の強化	③ 就職する特別支援学校生徒に対する職場定着支援の充実	4号
		④ 特別支援学校の生徒・保護者に対する支援の充実	4号
	関係機関との連携強化	⑤ 地域における相談支援機関との連携の強化【新規】	4号
		⑥ 医療機関等との連携の強化【新規】	4号
		⑦ ネットワーク機能を活用した支援体制づくり	4号
		⑧ 支援困難ケースへの対応力の向上【新規】	4号

(2) 推進プランの達成指標 (数値目標)

	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度目標	R5 年度目標
①就職者数 ※1	81 人	54 人	80 人	90 人
②職場定着率 ※2	66.7%	87.7%	80%	85%
③新規登録者数	131 人	99 人	100 人	100 人
④相談件数 ※3	11,017 件	10,485 件	11,000 件	13,000 件
⑤区内企業訪問社数	17 社	10 社	60 社	60 社
⑥就労移行支援事業利用者就職率 ※4	90.9%	57.1%	85%	85%

※1 就職者数

事業団の登録者であって、当該年度中に一般企業等へ就職した人数

※2 職場定着率

事業団の就労定着支援の対象者で、前年度の4月1日～3月31日の間に一般企業等へ就職した者のうち、12ヶ月経過時点で就労を継続している者の割合

※3 相談件数

電話、来所、訪問等で就労相談を受けた延べ件数

※4 就労移行支援事業利用者就職率

当該年度の4月1日～3月31日の間に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち、一般企業等へ就職した者の割合

## 7 支援実績別表

別表1 職場体験実習（杉並区内事業所）

	実習場所	実習内容	実習の時期	実習者数
短時間型	JA 東京中央	草取り、収穫等	11月 (1日間)	1人
	コモン計画研究所	PC入力	1月 (1日間)	1人
体験型	コモン計画研究所	PC入力、事務補助等	7月 (各3日間)	2人
	区役所	封入、丁合、シール貼り、スタンプ押し、チラシの仕分け等の軽作業	7～8月、11月 (3・4日間)	2人
	ゆうゆう館	受付、部屋の消毒作業・清掃	8月、9月 (3・5日間)	2人
	ヨークフーズ阿佐谷店	品出し、商品棚整理	8月 (3日間)	1人
実践型	杉並区社会福祉協議会	宛名シール貼り、会報発送業務の軽作業等	9～10月、11～12月 (各5日間)	2人
	阿佐谷図書館	本の返却、スタンプ押し等の軽作業	9～10月、11～12月 (各5日間)	2人
チャレンジ型	区役所	封入、丁合、テーブル拭き、シール貼り、スタンプ押し、リーフレットの仕分け等の軽作業	12～1月、2～3月 (18・25日間)	2人

別表2 特別支援学校等生徒の実習・体験学習（事業団受入）

学校	学年	実習の時期	実習者数
永福学園 (肢体不自由教育部門)	3年生	7月13日～17日 (1人)	1人
中野特別支援学校	3年生	7月27日～31日 (1人)	1人
練馬特別支援学校	3年生	8月31日～9月4日 (1人)	1人
大宮中学校 (特別支援学級)	3年生	9月7日～11日 (1人) 9月28日～10月2日 (1人) 10月5日～9日 (1人) 10月12日～16日 (1人)	4人
稔ヶ丘高校	5年生	11月16日～20日 (1人)	1人
学芸大学附属特別支援学校	3年生	11月24日～30日 (1人)	1人
永福学園 (肢体不自由教育部門)	3年生	2月1日～5日 (1人)	1人

別表 3-1 若年層を対象にしたコミュニケーション講座

実施日	令和2年7月9日(木) 令和3年1月27日(水)
対象者	ワークサポート杉並及び杉並区就労支援センター利用者
場 所	ウェルファーム杉並 セミナー室
テーマ ・ 内 容	「自己理解プログラム体験」自己分析、自己PRの作成
講 師	(株)カイエン 就労支援担当
参加者	第一回4人 第二回8人

別表 3-2 地域の支援者向けセミナー(雇用支援ネットワーク会議)

実施日	① 令和2年10月13日(火) ② 令和3年 1月12日(火)
対象者	障害者通所施設職員、相談支援事業所職員、関係職員
場 所	ワークサポート杉並 会議室
テーマ ・ 内 容	① 企業での実習とアセスメントについて ② 在宅就労支援の取り組み(準備と実践)《オンライン研修》
講 師	① (株)コモン計画研究所長 ② 就労移行支援事業所 D0-will 施設長
参加者	① 22人 ② 17人

別表 3-3 家族向けセミナー・交流会

実施日	令和3年3月8日(月)
対象者	企業就労を考えている障害のある方の家族 障害者施設などの関係機関の職員
場 所	障害者福祉会館 第一、二会議室
テーマ ・ 内 容	障害のある子の家族が知っておきたい「親なきあと」～「親あるあいだ」の準備(親なきあとのために今から準備すること)
講 師	渡部行政書士事務所「親なきあと」相談室代表
参加者	23人

別表 3-4 企業向けセミナー

実施日	令和3年3月5日(金)
対象者	事業主、人事担当者、障害者施設等の関係職員
場 所	コミュニティー・プラットホーム・あだち
テーマ ・ 内 容	第一部 安心して働き続けられる企業とは ・講演 第二部 職場定着における企業の課題について ・Zoomによる質疑応答、意見交換 セミナーの様子を録画し、後日、You Tubeによる動画配信
講 師	東京障害者職業センター 次長
参加企業	5社

別表 3-5 ワークサポートセミナー(区民向けセミナー)

実施日	令和3年3月24日(水)
対象者	杉並区内在住の方、企業就労を考えている障害のある方、障害のある方のご家族、障害者施設等の関係職員、人事担当者
場 所	コミュニティー・プラットホーム・あだち
テーマ ・ 内 容	「～みんなであなたを支援します～ 就労支援における、企業と地域事業所の役割について」 第一部 企業での就労支援について ・講演 第二部 地域支援の役割について ・パネルディスカッション セミナーの様子を録画し、後日、You Tubeによる動画配信
講 師	㈱パーソルサンクス サポート本部人事部人財開発室 マネージャー
パネラー	杉並区障害者地域相談支援センター すまいる高井戸 センター長 NPO法人 どんまい福祉工房 施設長 ワークサポート杉並 就労支援担当 就労している障害のある方の家族

別表 4 地域イベント参加一覧

実施日	イベント名	会 場	内 容
—	福祉会館 まつり	障害者福祉 会館	(中止)
12月1日(火) ～ 12月3日(木)	杉並区障害者 週間事業	区役所	・障害者団体・施設紹介映像(スライド) の投影など
—	地域美化事業 支援活動 (清掃実習)	下高井戸 八幡神社	(中止)



別表5 雇用支援ネットワーク会議（実務担当者会9回・企業見学会を含む中止3回）

令和2年度の実施目標		「支援体制づくりと支援力の強化」	
回数	日程	内容	備考
第1回	4月14日	(新型コロナウイルス感染症の影響により、会議中止)	—
第2回	5月12日	(新型コロナウイルス感染症の影響により、会議中止)	—
第3回	6月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己紹介</li> <li>「職場実習事業」等の説明について</li> <li>令和2年度実施計画について</li> <li>近況報告、連絡事項</li> </ul>	24名
第4回	7月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度実施計画の確認について</li> <li>新規参加団体「しもたか希望の家 ibuki」の事業内容の説明について</li> <li>事例検討会①「就労継続支援B型事業所 利用者のアセスメント」について（障害者雇用支援センター）</li> </ul>	18名
第5回	8月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者雇用対策の現状とハローワークの支援について（ハローワーク新宿）</li> <li>事例検討会②「就労継続支援B型事業所での就労準備支援」について（アゲイン）</li> </ul>	17名
第6回	9月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例検討会③「就労移行支援事業所での就労準備支援」について（SAKURA 杉並センター）</li> <li>外部講師による研修等の検討①</li> <li>近況報告・連絡事項</li> </ul>	19名
第7回	10月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例検討会④「就労移行支援事業所通所中での職場実習の実施（区の職場実習・㈱コモン計画研究所長の講話）」について（ワークサポート杉並）</li> <li>支援者向け「企業見学会」の検討①</li> <li>外部講師による研修等の検討②</li> </ul>	22名
第8回	11月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例検討会⑤「就労移行支援事業所における就労定着支援事業」などについて（障害者雇用支援センターほか）</li> <li>支援者向け「企業見学会」の検討②</li> <li>外部講師による研修等の検討③</li> </ul>	20名
第9回	12月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例検討会⑥「区市町村障害者就労支援事業の職場定着支援事業」について（ワークサポート杉並）</li> <li>支援者向け「企業見学会」の検討③</li> <li>外部講師による研修等の検討④</li> </ul>	16名
第10回	1月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援事業所 Do-will 施設長による「在宅就労支援の取り組み（準備と実践）」について《オンライン研修》</li> <li>近況報告・連絡事項</li> </ul>	17名
第11回	2月	(新型コロナウイルス感染症の影響により、企業見学会中止)	—
第12回	3月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度の振り返りについて</li> <li>令和3年度の取り組みについて</li> <li>近況報告・連絡事項</li> </ul>	18名

## IV 事業報告の附属明細書

令和2年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」がないので作成しない。

## 《 参考資料 》

### 1 利用登録者の状況（P. 5）

① 登録者（全体）の障害別・年代別状況 令和2年度 (単位：人)

		15歳 ～ 17歳	18歳 ～ 20歳	21歳 ～ 29歳	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 以上	不明	障害 種別 合計
身体 障害者	視覚障害			1	2	3	3	4		13
	聴覚障害				4	1	5	3		13
	平衡機能障害				1					1
	音声・言語・咀嚼機能障害			1		2		1		4
	肢体不自由 (1～3級)			6	9	11	7	7		40
	肢体不自由 (4～7級)			2	2	1	7	7	1	20
	内部障害※			2	4	2	4	2		14
	小計	0	0	12	22	20	26	24	1	105
知的 障害者	愛の手帳1度									0
	2度		1	3						4
	3度		13	18	24	16	6	1		78
	4度		49	143	101	54	41	9		397
	小計	0	63	164	125	70	47	10	0	479
精神 障害者	障害者手帳1級			1		2	2			5
	2級			25	64	70	48	11		218
	3級		3	67	143	98	86	14		411
	小計	0	3	93	207	170	136	25	0	634
手帳 なし	精神障害 (うつ病・統合失調症など)			1	3	3	2	1		10
	発達障害				1					1
	てんかん									0
	高次脳機能障害									0
	難病患者				1		2			3
	その他									0
小計	0	0	1	5	3	4	1	0	14	
合計		0	66	270	359	263	213	60	1	1,232

重複障害者の場合は主な障害で分類している

※ 内部障害：心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障害等

② 新規登録者の性別・年代別状況 令和2年度 (単位:人)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
男	14	14	11	7	4	0	50
女	11	12	14	4	8	0	49
計	25	26	25	11	12	0	99

2 就職者の状況 令和2年度 (P.5)

① 就職者の障害別、就業時間別状況 (単位:人)

		一般 (週30時間以上)	短時間 (週20~29時間)	短時間 (週20時間未満)	合計
身体障害者	視覚障害	1			1
	聴覚障害			1	1
	平衡機能障害				0
	音声・言語・咀嚼機能障害				0
	肢体不自由 (1~3級)	1			1
	肢体不自由 (4~7級)				0
	内部障害				0
	小計	2	0	1	3
知的障害者	愛の手帳1度				0
	2度				0
	3度	1			1
	4度	8	1		9
	小計	9	1	0	10
精神障害者※	障害者手帳1級				0
	2級	9	7	1	17
	3級	21	2	1	24
	小計	30	9	2	41
手帳なし					0
	小計	0	0	0	0
合計		41	10	3	54

重複障害者の場合は主な障害で分類している

※ うち発達障害 18人、てんかん 4人、高次脳機能障害 1人を含む

② 就職先の業種別内訳 (単位：人)

業 種	人 数	
建設業	1	
製造業	3	
電気・ガス業	2	
情報通信業	8	
運輸業	2	
卸売・小売業	6	
金融・保険業	2	
不動産業	0	
飲食店・宿泊業	3	
医療・福祉	10	
教育・学習支援	0	
その他 サービス 業	特例子会社	5
	国都区・障害者採用選考	6
	都チャレンジ雇用	1
	人材派遣関係	4
	清掃・保守請負関係	1
	その他	0
合 計	54	

③ 就職先の業務内訳 (単位：人)

業 務	人 数
事務関係	35
清掃	10
軽作業	2
食器洗浄・調理補助	2
介護補助	1
品出し	1
その他	3
合 計	54

④ 就職先の企業規模別内訳 (単位：人)

企業規模	人 数
大企業	42
中小企業※	12
合 計	54

※ 中小企業とは、  
従業員300人以下の事業者

### 3 離職者の状況 令和2年度

① 離職者の障害別・就労期間別状況 (単位：人)

	6ヶ月未満 ※1	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	合計
身体障害者	1	1	0	0	2	4
知的障害者	0	2	0	3	9	14
精神障害者	8	8	6	8	5	35
手帳なし等	0	0	0	0	0	0
合 計※2	9	11	6	11	16	53

※1 半年勤務で終了は6ヶ月未満とカウント

※2 うち発達障害15人、てんかん1人を含む

② 離職者の障害別・離職理由別状況（注：合計の上位の離職理由から順に記載）

（単位：人）

	① 障害・ 病気	② キャリア アップ	③ 業務遂 行上の 課題	④ 人間 関係の 悪化	⑤ 労働条 件が合 わない	⑥ 職場 以外の 要因	⑦ 労働 意欲の 課題	⑧基本 的労働 習慣の 課題	⑨ 将来へ の不安	⑩ その他 (契約期間 満了等)	合計
身体障害者	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4
知的障害者	3	0	1	3	0	2	2	2	0	1	14
精神障害者	9	9	5	3	4	1	0	0	1	3	35
手帳なし等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計※	14	10	6	6	5	3	2	2	1	4	53

※ 53名のうち15名は再就職へ（うち発達障害7人を含む）

4 就労移行支援事業 利用者状況（杉並区障害者雇用支援センター）（P. 13）

① 月別利用者（契約者）数 令和2年度

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男	7	7	7	6	6	6	8	8	8	8	8	8
女	5	5	6	6	6	6	6	5	6	6	6	6
合計	12	12	13	12	12	12	14	13	14	14	14	14

② 月別入所者・就職者数 令和2年度

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入所	2		1				3		1			
就職	1			1		1	1					1
他退所												
月末	12	12	13	12	12	11	13	13	14	14	14	13

③ 利用者（契約者）の性別・年代別状況 令和2年度

（単位：人）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
男	0	7	3	0	0	0	10
女	2	5	0	0	0	0	7
計	2	12	3	0	0	0	17

④ 利用者（契約者）の障害別状況 令和2年度 (単位：人)

身体障害	知的障害	精神障害※	その他・手帳なし	合計
0	12	5	0	17

※うち発達障害4人を含む

5 就労定着支援事業利用者状況（杉並区障害者雇用支援センター）（P. 15）

① 月別利用者（契約者）数 令和2年度 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男	10	10	10	9	9	7	7	7	7	7	7	7
女	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
合計	13	13	13	12	12	10	10	10	10	10	9	9

② 利用者（契約者）の性別・年代別状況 令和2年度 (単位：人)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
男	0	7	1	2	0	0	10
女	0	3	1	0	0	0	4
計	0	10	2	2	0	0	14

6 団体会員 11団体

1	特定非営利活動法人 杉並いずみ	7	社会福祉法人 いたるセンター あけぼの作業所
2	社会福祉法人 杉並希望の家	8	特定非営利活動法人 あおば福祉会
3	社会福祉法人 済美会済美職業実習所	9	特定非営利活動法人 障害者就労支援 センター どんまい福祉工房
4	社会福祉法人 済美会ひまわり作業所	10	一般社団法人 ハミングバード tori dori
5	杉並・あしたの会福祉作業所	11	特定非営利活動法人 福祉の家 作業所にしおぎ館
6	社会福祉法人 視覚障害者支援総合 センター		

7 賛助会員 5件

令和2年度

理事会・評議員会開催状況

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団役員名簿

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団評議員名簿



## I 理事会開催状況

回数	開催年月日	議案番号	件名	結果
第1回	令和2年 4月1日 書面決議	議案第1号 議案第2号	常務理事の選定について 常務理事を事務局長の職に任命する件 について	原案決定 原案決定
第2回	令和2年 5月1日 書面決議	議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号	令和元年度公益財団法人杉並区障害者 雇用支援事業団事業報告について 令和元年度公益財団法人杉並区障害者 雇用支援事業団決算報告について 公益事業運営対策積立資産積立額につ いて 理事候補者の推薦について 令和2年度第1回評議員会の「決議の 省略」について	原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 原案決定
第3回	令和2年 8月21日 書面決議	議案第8号 議案第9号 報告事項 報告事項	理事候補者の推薦について 令和2年度第2回評議員会の「決議の 省略」について 代表理事及び業務執行理事の職務執行 状況について 事業実績報告について	原案決定 原案決定 報告了承 報告了承
第4回	令和2年 12月16日	報告事項 報告事項 報告事項	職員給与の改定について 代表理事及び業務執行理事の職務執行 状況について 事業実績報告について	報告了承 報告了承 報告了承
第5回	令和3年 3月22日	議案第10号 ・ 議案第11号 議案第12号 議案第13号 報告事項	令和3年度公益財団法人杉並区障害者 雇用支援事業団事業計画について 令和3年度公益財団法人杉並区障害者 雇用支援事業団収支予算について 常勤理事の報酬額に関する規則の一部 改正について 令和2年度第3回評議員会の招集につ いて 代表理事及び業務執行理事の職務執行 状況について	原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 報告了承

## 役員名簿

(令和3年3月31日現在)

役職名	氏名	備考
理事長	宇賀神 雅彦	杉並区副区長
副理事長	高橋 博	杉並区障害者団体連合会会長
常務理事	南雲 芳幸	杉並区障害者雇用支援事業団事務局長
理事	谷川 順子	済美会常務理事 済美福祉相談室代表
理事	明石 則雄	東京都教育庁指導部 特別支援教育指導課 特別支援教育推進室 就労支援員
理事	成見 順美	杉並区商店会連合会副会長
理事	山下 達雄	杉並産業協会常任理事
理事	牧野 光洋	東京商工会議所杉並支部副会長
理事	井口 順司	杉並区社会福祉協議会常務理事
理事	安藤 利貞	杉並区シルバー人材センター常務理事
理事	齊藤 俊朗	杉並区保健福祉部長
監事	若原 文安	日本公認会計士協会東京会杉並会幹事
監事	森 雅之	杉並区会計管理室長

## II 評議員会開催状況

回数	開催年月日	番号	件名	結果
第1回	令和2年 5月13日 書面決議	議案第1号	令和元年度公益財団法人杉並区障害者 雇用支援事業団決算報告について	原案決定
		議案第2号	理事の選任について	原案決定
		報告事項	令和元年度公益財団法人杉並区障害者 雇用支援事業団事業報告について	報告了承
		報告事項	公益事業運営対策積立資産積立額につ いて	報告了承
第2回	令和2年 8月31日 書面決議	議案第3号 報告事項	理事の選任について 事業実績報告について	原案決定 報告了承
第3回	令和3年 3月29日	議案第4号	令和3年度公益財団法人杉並区障害者 雇用支援事業団事業計画について	原案決定
		議案第5号	令和3年度公益財団法人杉並区障害者 雇用支援事業団収支予算について	原案決定

## 評議員名簿

(令和3年3月31日現在)

氏名	備考
伊倉 和正	同愛会 日の出福祉園支援統括所長
杉原 千鶴子	杉並区障害者団体連合会(杉並区肢体不自由児者父母の会会長)
鈴木 道夫	杉並区障害者団体連合会(杉並区聴覚障害者協会副会長)
山本 裕子	杉並区障害者団体連合会(杉並家族会会長)
佐藤 弘美	東京都知的障害者育成会 杉並障害者自立生活支援センターすだち相談支援専門員
筒井 弘	杉並区商店会連合会副会長
住田 嘉久	杉並産業協会副会長
神谷 次彦	東京商工会議所杉並支部副会長 工業分科会会長
小森田 眞由美	杉並障害者福祉会館運営協議会 文化・ボランティア推進事業部長
渡邊 君子	杉並区民生委員児童委員協議会和田堀地区
鹿野 修二	杉並区町会連合会会長

令和2年度

決 算 書

貸 借 対 照 表

## 貸借対照表

令和 3年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	21,702,596	20,830,865	871,731
未収金	7,217,791	6,839,260	378,531
流動資産合計	28,920,387	27,670,125	1,250,262
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	479,910,317	479,848,212	62,105
定期預金	23,088,806	23,088,806	0
基本財産合計	502,999,123	502,937,018	62,105
(2) 特定資産			
車両取得資金	3,102,803	4,400,000	△ 1,297,197
公益事業運営対策積立資産	13,808,734	4,114,959	9,693,775
特定資産合計	16,911,537	8,514,959	8,396,578
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1,166,342	3	1,166,339
什器備品	428,736	490,644	△ 61,908
リサイクル預託金	7,510	0	7,510
その他固定資産合計	1,602,588	490,647	1,111,941
固定資産合計	521,513,248	511,942,624	9,570,624
資産合計	550,433,635	539,612,749	10,820,886
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	5,380,575	7,431,809	△ 2,051,234
預り金	4,027,148	1,685,950	2,341,198
流動負債合計	9,407,723	9,117,759	289,964
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	9,407,723	9,117,759	289,964
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	502,999,123	502,937,018	62,105
指定正味財産合計	502,999,123	502,937,018	62,105
(うち基本財産への充当額)	(502,999,123)	(502,937,018)	(62,105)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	38,026,789	27,557,972	10,468,817
(うち特定資産への充当額)	(16,911,537)	(8,514,959)	(8,396,578)
正味財産合計	541,025,912	530,494,990	10,530,922
負債及び正味財産合計	550,433,635	539,612,749	10,820,886

# 正 味 財 産 増 減 計 算 書



# 正味財産増減計算書

令和 2年 4月 1日 から令和 3年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	10,368	10,308	60
基本財産受取利息振替額	4,378,678	4,464,647	△ 85,969
基本財産運用益計	4,389,046	4,474,955	△ 85,909
受取会費			
団体正会員受取会費	11,000	11,000	0
賛助会員受取会費	20,000	20,000	0
受取会費計	31,000	31,000	0
事業収益			
就労移行支援事業収入	1,538,202	2,047,120	△ 508,918
受託事業収入	70,682,296	71,300,449	△ 618,153
受取訓練等給付金	39,031,437	39,437,156	△ 405,719
受取利用者負担金	114,600	115,826	△ 1,226
施設外就労業務事業収入	46,000	86,000	△ 40,000
事業収益計	111,412,535	112,986,551	△ 1,574,016
受取補助金等			
受取都補助金	317,000	0	317,000
受取区補助金	13,637,405	10,216,000	3,421,405
受取区サービス推進補助金	3,448,000	3,520,000	△ 72,000
受取区交通費等補助金	855,100	1,087,516	△ 232,416
受取補助金等計	18,257,505	14,823,516	3,433,989
雑収益			
受取利息	470	367	103
雑収益	15,060	14,980	80
雑収益計	15,530	15,347	183
経常収益計	134,105,616	132,331,369	1,774,247
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	5,393,559	5,374,857	18,702
給料手当	39,466,452	39,945,469	△ 479,017
非常勤職員報酬	31,053,423	30,463,719	589,704
通勤交通費	3,027,603	2,815,334	212,269
退職給付費用	1,200,000	1,200,000	0
福利厚生費	206,416	224,993	△ 18,577
法定福利費	13,946,445	14,330,418	△ 383,973
旅費交通費	1,101,347	1,766,932	△ 665,585
通信運搬費	1,347,915	1,157,850	190,065
減価償却費	251,082	61,909	189,173
消耗什器備品費	0	172,810	△ 172,810
消耗品費	2,216,070	1,609,370	606,700
修繕費	622,822	162,168	460,654
印刷製本費	284,680	372,094	△ 87,414
燃料費	34,297	48,253	△ 13,956
光熱水料費	1,072,316	1,168,414	△ 96,098
賃借料	1,430,326	1,916,771	△ 486,445
支払保険料	791,546	754,987	36,559
諸謝金	1,175,000	2,201,000	△ 1,026,000
租税公課	5,557,600	5,637,000	△ 79,400
支払負担金	157,156	611,900	△ 454,744
委託費	6,766,598	6,685,729	80,869

訓練奨励金	35,000	60,000	△ 25,000
支払報酬	204,000	244,800	△ 40,800
支払利用者工賃	641,854	578,735	63,119
外注加工費	741,903	1,338,206	△ 596,303
施設外就労作業工賃	46,000	86,000	△ 40,000
支払交通費給付金	440,900	615,916	△ 175,016
支払給食費給付金	414,200	471,600	△ 57,400
雑費	395,892	294,081	101,811
事業費計	120,022,402	122,371,315	△ 2,348,913
管理費			
役員報酬	1,534,387	1,719,715	△ 185,328
非常勤職員報酬	401,221	387,036	14,185
通勤交通費	63,126	14,702	48,424
福利厚生費	2,887	3,206	△ 319
法定福利費	541,809	617,640	△ 75,831
旅費交通費	5,462	2,063	3,399
通信運搬費	56,732	45,055	11,677
減価償却費	9,956	0	9,956
消耗品費	57,605	46,715	10,890
修繕費	2,200	0	2,200
印刷製本費	327,294	326,754	540
光熱水料費	56,437	61,496	△ 5,059
賃借料	45,888	56,560	△ 10,672
諸謝金	8,000	24,000	△ 16,000
租税公課	77,720	62,850	14,870
委託費	350,579	346,373	4,206
図書費	48,444	48,444	0
会議費	2,160	23,750	△ 21,590
渉外交流費	4,360	6,480	△ 2,120
雑費	68,129	55,410	12,719
管理費計	3,664,396	3,848,249	△ 183,853
経常費用計	123,686,798	126,219,564	△ 2,532,766
評価損益等調整前当期経常増減額	10,418,818	6,111,805	4,307,013
当期経常増減額	10,418,818	6,111,805	4,307,013
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却却益			
車両運搬具売却益	49,999	0	49,999
経常外収益計	49,999	0	49,999
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	49,999	0	49,999
税引前当期一般正味財産増減額	10,468,817	6,111,805	4,357,012
当期一般正味財産増減額	10,468,817	6,111,805	4,357,012
一般正味財産期首残高	27,557,972	21,446,167	6,111,805
一般正味財産期末残高	38,026,789	27,557,972	10,468,817
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	4,440,783	4,527,732	△ 86,949
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 4,378,678	△ 4,464,647	85,969
当期指定正味財産増減額	62,105	63,085	△ 980
指定正味財産期首残高	502,937,018	502,873,933	63,085
指定正味財産期末残高	502,999,123	502,937,018	62,105
III 正味財産期末残高	541,025,912	530,494,990	10,530,922

# 正味財産増減計算書内訳表

## 正味財産増減計算書内訳表

令和 2年 4月 1日 から令和 3年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業 会計	法人会計	内部取引 消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	10,368	0	10,368
基本財産受取利息振替額	0	4,378,678	0	4,378,678
基本財産運用益計	0	4,389,046	0	4,389,046
受取会費				
団体正会員受取会費	11,000	0	0	11,000
賛助会員受取会費	20,000	0	0	20,000
受取会費計	31,000	0	0	31,000
事業収益				
就労移行支援事業収入	1,561,702	0	△ 23,500	1,538,202
受託事業収入	70,682,296	0	0	70,682,296
受取訓練等給付金	39,031,437	0	0	39,031,437
受取利用者負担金	114,600	0	0	114,600
施設外就労業務事業収入	46,000	0	0	46,000
事業収益計	111,436,035	0	△ 23,500	111,412,535
受取補助金等				
受取都補助金	317,000	0	0	317,000
受取区補助金	13,637,405	0	0	13,637,405
受取区サービス推進補助金	3,448,000	0	0	3,448,000
受取区交通費等補助金	855,100	0	0	855,100
受取補助金等計	18,257,505	0	0	18,257,505
雑収益				
受取利息	137	333	0	470
雑収益	15,000	60	0	15,060
雑収益計	15,137	393	0	15,530
経常収益計	129,739,677	4,389,439	△ 23,500	134,105,616
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬	5,393,559	0	0	5,393,559
給料手当	39,466,452	0	0	39,466,452
非常勤職員報酬	31,053,423	0	0	31,053,423
通勤交通費	3,027,603	0	0	3,027,603
退職給付費用	1,200,000	0	0	1,200,000
福利厚生費	206,416	0	0	206,416
法定福利費	13,946,445	0	0	13,946,445
旅費交通費	1,101,347	0	0	1,101,347
通信運搬費	1,347,915	0	0	1,347,915
減価償却費	251,082	0	0	251,082
消耗品費	2,216,070	0	0	2,216,070
修繕費	622,822	0	0	622,822
印刷製本費	284,680	0	0	284,680
燃料費	34,297	0	0	34,297
光熱水料費	1,072,316	0	0	1,072,316
賃借料	1,430,326	0	0	1,430,326
支払保険料	791,546	0	0	791,546
諸謝金	1,175,000	0	0	1,175,000
租税公課	5,557,600	0	0	5,557,600
支払負担金	157,156	0	0	157,156
委託費	6,790,098	0	△ 23,500	6,766,598

訓練奨励金	35,000	0	0	35,000
支払報酬	204,000	0	0	204,000
支払利用者工賃	641,854	0	0	641,854
外注加工費	741,903	0	0	741,903
施設外就労作業工賃	46,000	0	0	46,000
支払交通費給付金	440,900	0	0	440,900
支払給食費給付金	414,200	0	0	414,200
雑費	395,892	0	0	395,892
事業費計	120,045,902	0	△ 23,500	120,022,402
管理費				
役員報酬	0	1,534,387	0	1,534,387
非常勤職員報酬	0	401,221	0	401,221
通勤交通費	0	63,126	0	63,126
福利厚生費	0	2,887	0	2,887
法定福利費	0	541,809	0	541,809
旅費交通費	0	5,462	0	5,462
通信運搬費	0	56,732	0	56,732
減価償却費	0	9,956	0	9,956
消耗品費	0	57,605	0	57,605
修繕費	0	2,200	0	2,200
印刷製本費	0	327,294	0	327,294
光熱水料費	0	56,437	0	56,437
賃借料	0	45,888	0	45,888
諸謝金	0	8,000	0	8,000
租税公課	0	77,720	0	77,720
委託費	0	350,579	0	350,579
図書費	0	48,444	0	48,444
会議費	0	2,160	0	2,160
渉外交流費	0	4,360	0	4,360
雑費	0	68,129	0	68,129
管理費計	0	3,664,396	0	3,664,396
経常費用計	120,045,902	3,664,396	△ 23,500	123,686,798
評価損益等調整前当期経常増減額	9,693,775	725,043	0	10,418,818
当期経常増減額	9,693,775	725,043	0	10,418,818
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
車両運搬具売却益	49,999	0	0	49,999
経常外収益計	49,999	0	0	49,999
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	49,999	0	0	49,999
税引前当期一般正味財産増減額	9,743,774	725,043	0	10,468,817
当期一般正味財産増減額	9,743,774	725,043	0	10,468,817
一般正味財産期首残高	7,948,660	19,609,312	0	27,557,972
一般正味財産期末残高	17,692,434	20,334,355	0	38,026,789
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	4,440,783	0	4,440,783
一般正味財産への振替額				
一般正味財産への振替額	0	△ 4,378,678	0	△ 4,378,678
当期指定正味財産増減額	0	62,105	0	62,105
指定正味財産期首残高	0	502,937,018	0	502,937,018
指定正味財産期末残高	0	502,999,123	0	502,999,123
III 正味財産期末残高	17,692,434	523,333,478	0	541,025,912

## 財務諸表に対する注記

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法□  
満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産  
車両運搬具、什器備品・・・定額法によっている。
- (3) 消費税等の会計処理□  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	479,848,212	62,105	0	479,910,317
定期預金	23,088,806	0	0	23,088,806
小 計	502,937,018	62,105	0	502,999,123
特定資産				
車両取得資金	4,400,000	0	1,297,197	3,102,803
公益事業運営対策積立資産	4,114,959	9,693,775	0	13,808,734
小 計	8,514,959	9,693,775	1,297,197	16,911,537
合 計	511,451,977	9,755,880	1,297,197	519,910,660

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
投資有価証券	479,910,317	(479,910,317)	(0)	—
定期預金	23,088,806	(23,088,806)	(0)	—
小 計	502,999,123	(502,999,123)	(0)	—
特定資産				
車両取得資金	3,102,803	(0)	(3,102,803)	—
公益事業運営対策積立資産	13,808,734	(0)	(13,808,734)	—
小 計	16,911,537	(0)	(16,911,537)	—
合 計	519,910,660	(502,999,123)	(16,911,537)	—

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	3,351,670	2,185,328	1,166,342
什器備品	924,000	495,264	428,736
合計	4,275,670	2,680,592	1,595,078

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
政保日本高速道路保有債務返済機構債 第135回	79,999,634	80,144,000	144,366
北海道公募公債 平成23年度 第6回	100,000,000	100,462,000	462,000
北海道公募公債 平成23年度 第8回	99,984,375	100,610,000	625,625
大阪府公募公債 第373回	99,926,308	102,024,000	2,097,692
福岡市公募公債 2019年度 第3回	100,000,000	98,890,000	△ 1,110,000
合計	479,910,317	482,130,000	2,219,683

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金	東京都	0	317,000	317,000	0	—
区補助金	杉並区	0	14,650,000	13,637,405	1,012,595	流動負債
区障害者通所施設サービス推進事業補助金	杉並区	△ 17,000	3,465,000	3,448,000	0	—
区障害福祉サービス事業所交通費等補助金	杉並区	△ 270,100	919,364	855,100	△ 205,836	流動資産
合計		△ 287,100	19,351,364	18,257,505	806,759	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額
経常収益への振替額 目的達成による指定解除（基本財産受取利息）	4,378,678



# 附 属 明 细 书

## 附 属 明 細 書

### 1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	投資有価証券	479,848,212	62,105	0	479,910,317
	定期預金	23,088,806	0	0	23,088,806
	基本財産計	502,937,018	62,105	0	502,999,123
特定資産	車両取得資金	4,400,000	0	1,297,197	3,102,803
	公益事業運営対策積立資産	4,114,959	9,693,775	0	13,808,734
	特定資産計	8,514,959	9,693,775	1,297,197	16,911,537
その他固定資産	車両運搬具	3	1,365,470	199,131	1,166,342
	什器備品	490,644	0	61,908	428,736
	リサイクル預託金	0	7,510	0	7,510
	その他固定資産計	490,647	1,372,980	261,039	1,602,588

### 2. 引当金の明細

引当金の計上なし

# 財 産 目 録

財 産 目 録  
令和 3年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金 貯金	手元保管現金	運転資金	587,559	
		振替口座			
	預金	ゆうちょ銀行	運転資金	9,097	
		普通預金			
		みずほ銀行 荻窪支店	運転資金	18,811,398	
	未収金	みずほ銀行 荻窪支店	同上	502,320	
		みずほ銀行 荻窪支店	同上	1,792,222	
		東京都国民健康保険団体連合会他	訓練等給付金(2・3月分)	6,205,683	
		政保日本高速道路債等	基本財産である債券の経過利息	621,085	
		杉並区	交通費、給食費補助金(1月～3月分)	205,836	
	(株)第一産業他2件	軽作業事業収入(3月分)	148,643		
	その他 2件	傷害保険料清算金等	36,544		
流動資産合計				28,920,387	
(固定資産)	基本財産	投資有価証券	政保日本高速道路保有債務返済機構債 第135回	管理業務用財産であり、運用益を管理費の財源として使用している。	79,999,634
			北海道公募公債 平成23年度第6回	同上	100,000,000
			北海道公募公債 平成23年度第8回	同上	99,984,375
			大阪府公募公債 第373回	同上	99,926,308
			福岡市公募公債 2019年度第3回	同上	100,000,000
		定期預金	西京信用金庫 上井草支店	同上	10,000,000
			東京中央農業協同組合 井荻支店	同上	10,000,000
			西武信用金庫 杉並営業部	同上	3,088,806
		特定資産	車両取得資金	普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	資産取得資金であり、公益目的事業における車両の買替え取得に備えるための資金である。
	公益事業運営対策積立資産		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	特定費用準備資金であり、公益目的事業の将来の収益の変動に備えるための資金である。	13,808,734
	その他固定資産	車両運搬具	軽自動車、バン、3輪バイク	共用財産であり、公益目的事業の用に95%、管理業務の用に5%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	1,166,342
		什器備品	紙折機、結束機	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。	428,736
		リサイクル預託金	軽自動車	共用財産であり、公益目的事業の用に95%、管理業務の用に5%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	7,510
固定資産合計				521,513,248	
資産合計				550,433,635	

(流動負債)	未払金	事業団職員	超過勤務手当、旅費及びパート タイマー報酬 3月分	678,253
		日本本年金機構	社会保険料 3月分	932,330
		杉並区	建物管理委託費 12月～3月分	1,355,390
		杉並区	光熱水費 12月～3月分	400,358
		(有)ボトムライン	ドメイン更新料他 3月分	24,310
		栄和清運(株)	廃棄物収集運搬委託代 3月分	10,978
		和泉ビジネスマシン	コピーチャージ料 3月分	145,248
		(株)NTTドコモ	携帯電話料金 3月分	3,494
		(株)市川商店	事務用品費 3月分	142,211
		(有)正陽印刷	封筒印刷 3月分	38,720
		(株)リクルート	システム利用料 3月分	8,800
		杉並税務署	未払消費税額	1,297,600
		特非) 杉並いずみ他2件	軽作業 (3月分) の未払額	40,914
		訓練生	交通費、給食費給付金 1月～3 月分	205,836
		訓練生	軽作業工賃 3月分	93,133
		訓練生	実習奨励金 3月分	3,000
		預り金	杉並区	令和2年度杉並区補助金返還金
杉並区	令和2年度就労支援センター事業 受託料返還金		2,914,704	
日本本年金機構	社会保険料		99,849	
流動負債合計			9,407,723	
固定負債合計			0	
負債合計			9,407,723	
正味財産			541,025,912	

令和2年度

監 査 報 告 書

令和3年4月20日

## 監 査 報 告 書

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団  
理事長 宇賀神 雅彦 様

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

監 事 若 原 文 安

監 事 森 雅 之

私たち監事は、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款第9条及び第27条の規定に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度における業務及び会計に関する監査を行いました。その結果について、下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 監査方法の概要

- (1)業務監査については、理事会に出席するとともに、理事等から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討しました。
- (2)会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類及び財産目録の正確性を検討しました。

#### 2. 監査意見

- (1)事業報告書は、法令及び定款に従い当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2)貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (3)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款



# 公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団(以下「事業団」という。)と称する。

(事務所)

**第2条** 事業団は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** 事業団は、就労が困難な障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、その障害に対応した職業能力の育成、就労機会の開拓を行うとともに、地域社会と連携して就職・職場定着に係る相談、援助を行い、就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** 事業団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援
- (2) 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援
- (3) 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発
- (4) 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援
- (5) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (6) その他事業団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

**第5条** 基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、事業団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

**第6条** 事業団の財産の管理及び運用の方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

**第7条** 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第8条** 事業団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第9条** 事業団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

**第10条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

**第11条** 事業団に評議員9名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

**第12条** 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人

(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、事業団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

**第13条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第11条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

**第14条** 評議員に対して、各年度の総額が360,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

**第15条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

**第16条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第17条** 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

**第18条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する時は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく開催することができる。

(議長)

**第19条** 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

**第20条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第11条又は第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

**第21条** 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

**第22条** 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

**第23条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上がこれに記名押印する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

**第24条** 事業団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を常務理事とし、1名の副理事長を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長（前項の規定により副理事長を置くときに限る。以下同じ。）及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第25条** 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。監事についても、同様とする。
- 5 監事には、事業団の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係にある者を含む。）並びに事業団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

**第26条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、事業団を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、事業団の業務を執行する。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第27条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第28条** 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残存期間と同一とする。

3 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第29条** 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき

(役員報酬等)

**第30条** 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

**第31条** 事業団は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

**第32条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第33条** 理事会は次の職務を行う。

(1) 事業団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

**第34条** 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集)

**第35条** 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の5日前までに、各理事及び各監事に対して書面をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

**第36条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

**第37条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

**第38条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

**第39条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

**第40条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。



## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第41条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

**第42条** 事業団は、基本財産の滅失による事業団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第43条** 事業団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により事業団が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第44条** 事業団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

**第45条** 事業団の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 事務局

(設置等)

**第46条** 事業団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 会員

(会員)

**第47条** 事業団の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

**第48条** 事業団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

**第49条** 事業団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第13章 補則

(委任)

**第50条** この定款に定めるもののほか、事業団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 事業団の最初の理事長は松沼信夫、副理事長は高橋博、常務理事は土屋義雄とする。

## 附 則

この定款は、平成25年8月30日から施行する。

令和 3 年 度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業計画書・収支予算書

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 3 1 日

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

目 次

令和3年度事業計画書	-----	1
令和3年度収支予算書	-----	9

令和3年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

事業計画書

## I 基本方針

令和2年度は、社会全体が新型コロナウイルス感染症対策に追われ、地域経済が大きなダメージを受けた年であった。こうした中であっても、法定雇用率が令和3年早々に引き上げられることなどを背景に、厚生労働省による障害者雇用状況集計（令和2年6月1日付）は、都内民間企業に雇用される障害者が前年比で約7千人増加し、実雇用率が2.04%と前年比0.04ポイント上昇する数値を示した。

新型コロナウイルス感染症の事業団運営への影響は大きく、就労希望者の企業面接が延期や中止、さらにリモート実施に切り替わった。又、長期間の自宅待機を余儀なくされる就労者から不安の声が寄せられた。予想もしない環境の変化から就労に向けた意欲が低下したり、生活リズムを崩す怖れがある事業団利用者への支援充実が急務となった。事業団は、オンライン環境を整え、リモートによる定着支援や在宅での職業準備訓練を実施した。

令和3年度は、ウイズコロナ、アフターコロナの中での就労支援となるが、次のことに留意しながら、3年目となる事業推進プランの着実な実現を図る。

まず、本人の障害特性や希望を踏まえつつ、きめ細かな個別支援計画の作成と状況変化に応じた柔軟な改定に心掛け、区内外の関係機関と連携してその実現に取り組む。また、定着支援や就労移行支援などは、これまで同様にリアルな人と人の対話を通しての共感形成を基本としつつ、オンライン活用の更なる充実を図る。また、事業団人材育成計画の推進は、職員参加によるOJTプログラムの作成などを通じて、職員の政策形成能力の向上を図るとともに重度障害のある障害者や就労困難な障害者への就労支援を担うための能力・技能の向上に努める。

## II 事業計画

事業名	事業内容	
<b>障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援(第1号事業)</b>		
1 就労相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労に関する情報の提供をはじめ、安定した職業生活を送るため、日常生活面を含め他機関と連携した幅広い相談業務を行う。</li> <li>・相談時間帯の拡大【推進プランP.12】</li> <li>・求人情報検索サービスの提供【推進プランP.12】</li> </ul>	
2 利用者に対する就労・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の個別支援計画に基づいた就労支援とともに、必要な生活支援を一体的に行う。就職後は安定して働き続けられるよう各種支援を行う。また、積極的なオンライン活用を図る。</li> <li>・就職している知的障害者及び精神・発達障害者に対して、オンライン活用などを検討し、余暇活動支援の充実を図る。 【推進プランP.13】</li> <li>・生活スキル向上プログラム(独自サービス)の実施【推進プランP.18】</li> <li>・就職準備フェアの実施(杉並・新宿・中野 3事業団合同) 知的障害者、精神障害者を雇用している企業担当者が会社の紹介や仕事内容等の講話をしている様子と雇用障害者が働く様子などをDVDに録画し、障害者就労支援施設に配付して就職活動の啓発を促す。</li> </ul>	
3 職場体験機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が就職への意欲を高められるよう、区役所や企業等での職場体験実習や障害者が就労している企業の見学会を行う。</li> <li>・企業見学会と企業等体験実習の充実【推進プランP.19】</li> </ul>	
4 職業評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労面での課題等について職業評価を充実することにより、支援計画の策定や円滑な就労支援活動に役立てる。</li> <li>・PCスキルチェックの実施【推進プランP.12】 PC操作、入力作業に自信のない障害者を対象に基本的なスキルをアセスメントし、障害者自身の就労活動等に活用する。</li> </ul>	
<b>事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援(第2号事業)</b>		
1 情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)企業向け簡易リーフレット等の発行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内企業の雇用支援に伴い、障害特性とその対応に関する内容等を盛り込んだ簡易リーフレット等を作成し配付する。</li> </ul> </li> <li>(2)個別相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者を雇用している、または雇用する意向のある事業主に対し障害者の雇用や職場定着に対する助言、その他の援助を行う。</li> </ul> </li> </ul>	
2 企業向けセミナー等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用に関するセミナーを開催し、障害者に対する理解を深めることにより、企業における障害者雇用の促進と就業障害者の職場定着を図る。</li> </ul>	

時 期	対 象	規 模 等	備 考
通年 通年(週2日) 随時	就労を希望する障害者、現に就労している障害者 〃 〃	電話相談 7,600件 来所相談 1,200件 訪問相談 2,200件 毎火・木曜日、19時まで相談延長 随時提供	
通年 随時 令和3年下半年	就労を希望する障害者、就労中で職場定着支援あるいは転職を希望する障害者、特別支援学校卒業者等 〃 区内障害者就労支援施設の利用者	新規登録者 100人 登録者累計 1,330人 新規就職者数 80人 定着支援対象者数 800人 ワクサボ広場 年23回 知的障害者向け交流会 年2回 精神障害者向け茶話会 年2回 発達障害者向け交流会 年1回 PC講習会 年6回 生活スキル向上プログラム 年10人 配付先 20所	
随時 随時	区内福祉施設等利用 者で就職を希望する 障害者及び施設支援 員	職場体験実習 年55人 企業見学会 年2回	
随時 随時	就労等を希望する障害者、特別支援学校生 〃	評価実施 40件 実施 12件	
随時	事業主	100部	
随時	事業主	2,300件	
通年	事業主	セミナー・情報交換会 年1回	



事業名	事業内容	
<b>障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発(第3号事業)</b>		
1 広報活動	<p>(1)ワークサポート杉並だよりの発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用支援事業団の活動状況等を紹介する機関紙を定期的に発行することで、情報発信の充実を図る。</li> </ul> <p>(2)事業団ホームページの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業団等の情報を迅速に提供するとともに、様々な事業活動を掲載するなど内容の充実を図る。</li> <li>・就職者の状況を伝えるブログを新設し、就職者と支援担当職員のコメンを掲載する。</li> </ul> <p>(3)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種イベント等に参加し、事業団のPR活動に努める。</li> </ul>	
2 セミナー等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の就労、雇用等をテーマにセミナーを開催し、障害者就労全般に関する理解を深める。</li> <li>・本人、家族向けセミナーの充実と家族交流会の実施【<b>推進プランP.13</b>】</li> <li>・若年層を対象にしたコミュニケーション講座の実施【<b>推進プランP.16</b>】</li> </ul>	
3 就労情報等の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携と区内の事業所や団体との情報交換を行い、障害者の実習や就労等に関する情報を収集する。</li> </ul>	
4 障害者就労に関する調査等	<p>(1)職域開拓の調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内企業の職場開拓【<b>推進プランP.15</b>】</li> <li>・短時間就労に向けた取り組みの強化【<b>推進プランP.15</b>】</li> </ul> <p>従業員31人以上、43.5人未満の区内企業の雇用状況に基づき実習場所の開拓、障害理解の促進等を図る。</p> <p>(2)新規登録者を対象とした調査・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度に登録した障害者の意向調査を行い、よりの確な就労支援、職場定着支援の方法を検討する。</li> </ul>	

	時 期	対 象	規 模 等	備 考
	四半期毎	障害者施設・団体等	1回あたり1,400部 × 4回	
	常時  令和3年下半期	障害者及び一般区民等	随時更新	
	随時	障害者、特別支援学校 生・家族及び一般区民	杉並区障害者週間事業 特別支援学校行事 福祉会館まつり等	
	通年  通年  随時	障害者・家族、一般区 民、施設関係者等  〃  〃	ワークサポートセミナー 年1回 本人・家族向けセミナー 年2回  家族交流会 年1回  コミュニケーション講座 年2回	
	随時	企業、就労支援機関等	障害者雇用連絡会議 城南ブロック就労支援連絡会ほか	
	随時  随時	企業、ハローワーク 就労支援機関、学術 機関、区等 〃	区内企業訪問 年60社 区内企業実習 年10社 区内企業採用 年8社 短時間雇用 年2社	
	通年	新規登録者	対象者 100人	

事業名	事業内容	
<b>地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援(第4号事業)</b>		
1 区内福祉施設等における就労促進への支援	<p>(1)区内福祉施設への支援・連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職活動をする際に必要となる情報の提供を行う。また、企業担当者を招き区内福祉施設等で就労に向けた助言をしてもらう。</li> <li>・施設支援員の就労支援活動をサポート【<b>推進プランP.19</b>】</li> </ul> <p>(2)特別支援学校等との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学中より、担当教員等と連携を図り、学校訪問や採用前の職場実習に同行する等を行い、登録後のスムーズな定着支援につなげる。</li> <li>・就職する生徒に対する職場定着支援の充実【<b>推進プランP.20</b>】</li> <li>・生徒・保護者に対する支援の充実【<b>推進プランP.20</b>】</li> </ul>	
2 区内関係機関等ネットワークを活用した支援	<p>(1)雇用支援ネットワーク会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク機能を活用した支援体制作り【<b>推進プランP.21</b>】</li> <li>・支援者向け、障害者向けの企業見学会の実施を含む。</li> </ul> <p>(2)相談支援機関との連携の強化【<b>推進プランP.21</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の相談支援機関と連携し、働いていない障害者の就労ニーズを把握するとともに、事業団の支援内容を理解してもらう。</li> </ul> <p>(3)医療機関等との連携の強化【<b>推進プランP.21</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者、若年性認知症(65歳未満での発症)の本人・家族に対応するため、医療従事者や保健福祉機関等との円滑な連携を図る。</li> </ul> <p>(4)支援困難ケースへの対応力の向上【<b>推進プランP.21</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の体制では支援が困難なケースについて、医療・福祉関係者等の専門家による研修やアドバイスを踏まえ、ケース検討を行い職員間の共有、支援スキルの向上を図る。</li> </ul>	
3 研修会への参加及び実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業団、区内福祉施設、就労支援機関等の支援者向けに、支援スキルの向上等を目的とした各種研修を行う。</li> <li>・職員参加によるOJTプログラムの作成を通じて、職員の政策形成能力の向上を図るなど人材育成計画を推進する。</li> </ul>	
<b>障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業(第5号事業)</b>		
就労移行支援事業の実施	<p>(1)利用者の安定的な受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労を希望する障害者の安定的確保に努める。</li> </ul> <p>(2)訓練プログラムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労関係プログラム</li> <li>・施設外活動の利用による訓練プログラム【<b>推進プランP.16</b>】</li> <li>・発達障害者支援プログラム【<b>推進プランP.16</b>】</li> <li>・就職者によるピアサポート【<b>推進プランP.17</b>】</li> <li>・就職者のための同窓会【<b>推進プランP.13</b>】</li> <li>・区内就労移行支援事業所情報連絡会 区内の就労移行支援事業所(計7所)で定期的に情報連絡会を行い、支援員のスキルの向上、福祉サービスの向上を目指す。</li> </ul> <p>(3)就労定着支援事業の実施【<b>推進プランP.13</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業所等より就職し、就職後6ヶ月を経過した方(障害福祉サービス受給者)を対象に、最長3年間、月1回以上の職場訪問・面談等により定着支援を行う。</li> </ul>	

	時 期	対 象	規 模 等	備 考
	随時	区内福祉施設の支援員等	随時情報提供	
	随時	〃	企業担当者の訪問助言 年2回程度	
	随時	特別支援学校等教員、生徒・保護者	特別支援学校・学級訪問等 7所	
	随時	〃	新規就職予定者に対応	
	随時	〃	訪問説明会等 7所	
	随時	ハローワーク、相談支援事業所、福祉施設、特別支援学校等	年12回	
	随時	障害者地域相談支援センター、特定相談支援事業所	すまいる3所ほか	
	随時	医療機関、保健センター等	随時	
	年4回	医療、福祉関係者等	随時	
	通年	事業団職員、区内福祉施設等職員	対象者 100人	
	通年	就労を希望する障害者	見学会の実施、障害者施設の訪問ほか	
	通年	就労を希望する障害者	利用定員 20人 開所日数 年間238日 利用時間 月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00 施設外活動 数所	
	通年	〃	発達プログラム 月1回	
	通年	当該就労移行支援事業を利用し就職した障害者	ピアサポート 年6回	
	随時	〃	同窓会 年1回	
	通年	区内就労移行支援事業所	連絡会 年6回	
	随時	就労移行支援事業の利用による就職者で定着支援の利用希望者	利用者 20人	

### Ⅲ 推進プランの達成指標（数値目標）について

事業団の5か年の事業計画である「ワークサポート杉並・事業推進プラン 2019～2023」における達成指標の令和3年度及び令和5年度までの数値目標とこれまでの実績等は以下のとおりである。

	実績(見込み)及び年次目標値			推進プラン目標値 (令和3年度は事業計画も兼ねる)	
	令和元年度 (2019年度) 実績	令和2年度 (2020年度) 実績(見込み)	令和2年度 (2020年度) 目標値	令和3年度 (2021年度) 目標値	令和5年度 (2023年度) 目標値
①就職者数 ※1	81人	55人	70人	80人	90人
②職場定着率 ※2	66.7%	87.7%	73.3%	80%	85%
③新規登録者数	131人	100人	100人	100人	100人
④相談件数 ※3	11,017件	10,395件	11,000件	11,000件	13,000件
⑤区内企業訪問 社数	17社	15社	60社	60社	60社
⑥就労移行支援 事業利用者就職 率 ※4	90.9%	57.1%	70.0%	85%	85%

※1 就職者数

事業団の登録者であって、当該年度中に一般企業等へ就職した人数

※2 職場定着率

事業団の就労定着支援の対象者で、前年度の4月1日～3月31日の間に一般企業等へ就職した者のうち、12ヶ月経過時点で就労を継続している者の割合

※3 相談件数

電話、来所、訪問等で就労相談を受けた延べ件数

※4 就労移行支援事業利用者就職率

当該年度の4月1日～3月31日の間に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち、一般企業等へ就職した者の割合

令和3年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

収 支 予 算 書

**令和3年度 収支予算書**  
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	9,000	10,000	△ 1,000
基本財産受取利息振替額	2,788,000	4,383,000	△ 1,595,000
基本財産運用益計	2,797,000	4,393,000	△ 1,596,000
受取会費			
団体会員受取会費	11,000	11,000	0
賛助会員受取会費	25,000	25,000	0
受取会費計	36,000	36,000	0
事業収益			
就労移行支援事業収入	2,096,000	2,376,000	△ 280,000
受託事業収入	80,533,000	73,597,000	6,936,000
受取訓練等給付金	33,466,000	32,452,000	1,014,000
受取利用者負担金	100,000	100,000	0
施設外就労業務事業収入	100,000	100,000	0
事業収益計	116,295,000	108,625,000	7,670,000
受取補助金			
受取国庫補助金	20,000	100,000	△ 80,000
受取区補助金	16,402,000	14,650,000	1,752,000
受取区サービス推進費補助金	3,944,000	3,588,000	356,000
受取区交通費等補助金	1,168,000	1,148,000	20,000
受取補助金計	21,534,000	19,486,000	2,048,000
雑収益			
受取利息	2,000	2,000	0
雑収益	5,000	5,000	0
雑収益計	7,000	7,000	0
経常収益計	140,669,000	132,547,000	8,122,000
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	5,374,000	5,394,000	△ 20,000
給料手当	40,283,000	40,404,000	△ 121,000
非常勤職員報酬	39,553,000	31,592,000	7,961,000
通勤交通費	3,069,000	3,078,000	△ 9,000
退職給付費用	1,200,000	1,200,000	0
福利厚生費	295,000	290,000	5,000
法定福利費	15,533,000	14,844,000	689,000
旅費交通費	2,071,000	2,273,000	△ 202,000
通信運搬費	1,514,000	1,292,000	222,000
減価償却費	534,000	374,000	160,000
消耗品費	1,422,000	1,483,000	△ 61,000
修繕費	490,000	584,000	△ 94,000
印刷製本費	378,000	245,000	133,000
燃料費	41,000	40,000	1,000
光熱水料費	1,341,000	1,490,000	△ 149,000
賃借料	1,224,000	1,375,000	△ 151,000
支払保険料	847,000	868,000	△ 21,000
諸謝金	2,536,000	3,117,000	△ 581,000
租税公課	6,524,000	5,980,000	544,000
支払負担金	783,000	786,000	△ 3,000
委託費	9,303,000	6,949,000	2,354,000
図書費	40,000	40,000	0

(単位:円)

科 目	予算額		増 減
会議費	10,000	10,000	0
訓練奨励金	180,000	180,000	0
支払報酬	245,000	245,000	0
支払利用者工賃	540,000	576,000	△ 36,000
外注加工費	1,320,000	1,560,000	△ 240,000
施設外就労作業工賃	100,000	100,000	0
支払交通費給付金	635,000	638,000	△ 3,000
支払給食費給付金	508,000	510,000	△ 2,000
渉外交流費	10,000	10,000	0
雑費	390,000	382,000	8,000
事業費計	138,293,000	127,909,000	10,384,000
管理費			
役員報酬	2,114,000	2,119,000	△ 5,000
非常勤職員報酬	490,000	403,000	87,000
通勤交通費	64,000	65,000	△ 1,000
福利厚生費	16,000	14,000	2,000
法定福利費	571,000	645,000	△ 74,000
旅費交通費	10,000	11,000	△ 1,000
通信運搬費	64,000	54,000	10,000
減価償却費	25,000	16,000	9,000
消耗品費	49,000	52,000	△ 3,000
修繕費	0	2,000	△ 2,000
印刷製本費	377,000	482,000	△ 105,000
光熱水料費	70,000	78,000	△ 8,000
賃借料	38,000	46,000	△ 8,000
諸謝金	40,000	40,000	0
租税公課	72,000	72,000	0
委託費	446,000	351,000	95,000
図書費	58,000	58,000	0
会議費	50,000	50,000	0
渉外交流費	20,000	20,000	0
雑費	100,000	100,000	0
管理費計	4,674,000	4,678,000	△ 4,000
経常費用計	142,967,000	132,587,000	10,380,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,298,000	△ 40,000	△ 2,258,000
当期経常増減額	△ 2,298,000	△ 40,000	△ 2,258,000
2. 経常外増減の部			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,298,000	△ 40,000	△ 2,258,000
一般正味財産期首残高	27,557,972	21,446,167	6,111,805
一般正味財産期末残高	25,259,972	21,406,167	3,853,805
II 指定正味財産増減の部			
基本財産受取利息	2,788,000	4,383,000	△ 1,595,000
一般正味財産への振替額	△ 2,788,000	△ 4,383,000	1,595,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	502,937,018	502,873,933	63,085
指定正味財産期末残高	502,937,018	502,873,933	63,085
III 正味財産期末残高	528,196,990	524,280,100	3,916,890



## 令和3年度 収支予算書内訳表

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引 引当金	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	9,000	0	9,000
基本財産受取利息振替額	0	2,788,000	0	2,788,000
基本財産運用益計	0	2,797,000	0	2,797,000
受取会費				
団体会員受取会費	11,000	0	0	11,000
賛助会員受取会費	25,000	0	0	25,000
受取会費計	36,000	0	0	36,000
事業収益				
就労移行支援事業収入	2,096,000	0	0	2,096,000
受託事業収入	80,533,000	0	0	80,533,000
受取訓練等給付金	33,466,000	0	0	33,466,000
受取利用者負担金	100,000	0	0	100,000
施設外就労業務事業収入	100,000	0	0	100,000
事業収益計	116,295,000	0	0	116,295,000
受取補助金				
受取国庫補助金	20,000	0	0	20,000
受取区補助金	14,528,000	1,874,000	0	16,402,000
受取区サービス推進費補助金	3,944,000	0	0	3,944,000
受取区交通費等補助金	1,168,000	0	0	1,168,000
受取補助金計	19,660,000	1,874,000	0	21,534,000
雑収益				
受取利息	1,000	1,000	0	2,000
雑収益	3,000	2,000	0	5,000
雑収益計	4,000	3,000	0	7,000
経常収益計	135,995,000	4,674,000	0	140,669,000
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬	5,374,000	0	0	5,374,000
給料手当	40,283,000	0	0	40,283,000
非常勤職員報酬	39,553,000	0	0	39,553,000
通勤交通費	3,069,000	0	0	3,069,000
退職給付費用	1,200,000	0	0	1,200,000
福利厚生費	295,000	0	0	295,000
法定福利費	15,533,000	0	0	15,533,000
旅費交通費	2,071,000	0	0	2,071,000
通信運搬費	1,514,000	0	0	1,514,000
減価償却費	534,000	0	0	534,000
消耗品費	1,422,000	0	0	1,422,000
修繕費	490,000	0	0	490,000
印刷製本費	378,000	0	0	378,000
燃料費	41,000	0	0	41,000
光熱水料費	1,341,000	0	0	1,341,000
賃借料	1,224,000	0	0	1,224,000
支払保険料	847,000	0	0	847,000
諸謝金	2,536,000	0	0	2,536,000
租税公課	6,524,000	0	0	6,524,000
支払負担金	783,000	0	0	783,000
委託費	9,303,000	0	0	9,303,000
図書費	40,000	0	0	40,000

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 合計	法人会計	内部取 引消去	合 計
会議費	10,000	0	0	10,000
訓練奨励金	180,000	0	0	180,000
支払報酬	245,000	0	0	245,000
支払利用者工賃	540,000	0	0	540,000
外注加工費	1,320,000	0	0	1,320,000
施設外就労作業工賃	100,000	0	0	100,000
支払交通費給付金	635,000	0	0	635,000
支払給食費給付金	508,000	0	0	508,000
渉外交流費	10,000	0	0	10,000
雑費	390,000	0	0	390,000
事業費計	138,293,000	0	0	138,293,000
管理費				
役員報酬	0	2,114,000	0	2,114,000
非常勤職員報酬	0	490,000	0	490,000
通勤交通費	0	64,000	0	64,000
福利厚生費	0	16,000	0	16,000
法定福利費	0	571,000	0	571,000
旅費交通費	0	10,000	0	10,000
通信運搬費	0	64,000	0	64,000
減価償却費	0	25,000	0	25,000
消耗品費	0	49,000	0	49,000
修繕費	0	0	0	0
印刷製本費	0	377,000	0	377,000
光熱水料費	0	70,000	0	70,000
賃借料	0	38,000	0	38,000
諸謝金	0	40,000	0	40,000
租税公課	0	72,000	0	72,000
委託費	0	446,000	0	446,000
図書費	0	58,000	0	58,000
会議費	0	50,000	0	50,000
渉外交流費	0	20,000	0	20,000
雑費	0	100,000	0	100,000
管理費計	0	4,674,000	0	4,674,000
経常費用計	138,293,000	4,674,000	0	142,967,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,298,000	0	0	△ 2,298,000
当期経常増減額	△ 2,298,000	0	0	△ 2,298,000
2. 経常外増減の部				
経常外収益計	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,298,000	0	0	△ 2,298,000
一般正味財産期首残高	7,948,660	19,609,312	0	27,557,972
一般正味財産期末残高	5,650,660	19,609,312	0	25,259,972
II 指定正味財産増減の部				
基本財産受取利息	0	2,788,000	0	2,788,000
一般正味財産への振替額	0	△ 2,788,000	0	△ 2,788,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	502,937,018	0	502,937,018
指定正味財産期末残高	0	502,937,018	0	502,937,018
III 正味財産期末残高	5,650,660	522,546,330	0	528,196,990

資金調達及び設備投資の見込を記載した書類  
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借り入れの予定はありません。

(2) 設備資金の見込みについて

当期中における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。